

福岡県公報

平成二十一年二月十六日
第二千九百三十一号
増刊 ①

目次

条 例(第一号・第四号)

福岡県妊婦健康診査支援基金条例	(健康増進課)	一
福岡県子育て応援基金条例	(子育て支援課)	二
福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例	(労働政策課)	二
福岡県ふるさと雇用再生特別基金条例	(労働政策課)	三

公布された条例のあらまし

福岡県妊婦健康診査支援基金条例

(保健医療介護部健康増進課)

1 妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ることを目的として、市町村が公費負担により実施する妊婦健康診査の拡充を支援するため、福岡県妊婦健康診査支援基金を設置することとした。

2 この条例は、公布の日から施行し、平成二十三年九月三十日限り、その効力を失うこととした。

福岡県子育て応援基金条例

(福祉労働部子育て支援課)

1 保育所の計画的な整備等を実施するとともに、認定こども園等の新たな保育需要に対応するなど、子育てを応援する基盤整備を行うため、福岡県子育て応援基金を設置することとした。

2 この条例は、公布の日から施行し、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。

福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例

(福祉労働部労働政策課)

1 現下の雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者、中高年齢者等に対する一時的な雇用及び就業機会の創出等を図るため、福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金を設置することとした。

2 この条例は、公布の日から施行し、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。

(福祉労働部労働政策課)

1 現下の雇用失業情勢を踏まえ、地域の実情や創意工夫に基づき、地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会の創出を図るため、福岡県ふるさと雇用再生特別基金を設置することとした。

2 この条例は、公布の日から施行し、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。

条 例

福岡県妊婦健康診査支援基金条例をここに公布する。

平成二十一年二月十六日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県条例第一号

福岡県妊婦健康診査支援基金条例

(設置)

第一条 妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ることを目的として、市町村が公費負担により実施する妊婦健康診査の拡充を支援するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県妊婦健康診査支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により

保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、平成二十三年九月三十日限り、その効力を失う。

3 この条例の失効の際現に基金に残額があるときは、当該残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

福岡県子育て応援基金条例をここに公布する。

平成二十一年二月十六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二号

福岡県子育て応援基金条例

(設置)

第一条 保育所の計画的な整備等を実施するとともに、認定こども園等の新たな保育需要に対応するなど、子育てを応援する基盤整備を行うため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県子育て応援基金（

以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

3 この条例の失効の際現に基金に残額があるときは、当該残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例をここに公布する。

平成二十一年二月十六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三号

福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例

(設置)

第一条 現下の雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者、中高年齢者等に対する一時的な雇用及び就業機会の創出等を図るため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。
3 この条例の失効の際現に基金に残額があるときは、当該残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

福岡県ふるさと雇用再生特別基金条例をここに公布する。

平成二十一年二月十六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四号

福岡県ふるさと雇用再生特別基金条例

(設置)

第一条 現下の雇用失業情勢を踏まえ、地域の実情や創意工夫に基づき、地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会の創出を図るため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県ふるさと雇用再生特別基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。
3 この条例の失効の際現に基金に残額があるときは、当該残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

算に計上して、国庫に納付するものとする。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）